

第 2 種 法 令

放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：10:00～11:15（1 時間 15 分）

2 問題数：五肢択一式 30 問（60 点満点）（14 ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中にしまってください。また、アラーム機能の付いた時計は、設定を解除しておいてください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。

なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。

- ⑥ 問題用紙は持ち帰って結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験資格を失ったものとみなし、すべての課目の解答を無効とし、試験室からの退出を命じます。また、試験終了後に不正行為を行ったことが発覚した場合、試験実施時にさかのぼり受験資格を失ったものとみなし、すべての課目の解答を無効とします。

4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、所定の欄以外の余白には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（HB 又は B）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定の欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1 つの問いに対して、1 つだけ選択（マーク）してください。2 つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射性同位元素等規制法」という。）及び関係法令について解答せよ。ただし、問題文の『 』内の文章は、放射性同位元素等規制法又は関係法令の条文を示し、項数は算用数字、号数は()つきの算用数字で表す。条文は問に応じて、漢字をひらがな、上下を左右などにおきかえ、また、一部を省略して示す。

次の各問について、5つの選択肢のうち、適切な答えを 1つだけ 選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問1 用語の定義に関する次の文章の ～ に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(8) 放射線業務従事者 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、 又はこれに付随する業務（以下「 」という。）に従事する者であって、 に立ち入るもの』

A	B	C
1 防護	取扱等業務	放射線施設
2 防護	取扱等業務	管理区域
3 防護	放射線取扱業務	放射線施設
4 管理	放射線取扱業務	放射線施設
5 管理	取扱等業務	管理区域

問2 使用の許可に関する次の文章の A ～ C に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第3条 放射性同位元素であつてその種類若しくは密封の有無に応じて A で定める数量を超えるもの又は放射線発生装置の使用（製造（放射性同位元素を製造する場合に限る。））、詰替え（放射性同位元素の詰替えをする場合に限り、廃棄のための詰替えを除く。）及び B (C に放射性同位元素を B する場合に限る。）を含む。）をしようとする者は、A で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。』

A	B	C
1 原子力規制委員会規則	貯蔵	放射性同位元素装備機器
2 政令	装備	放射性同位元素装備機器
3 政令	装備	表示付認証機器
4 政令	貯蔵	貯蔵容器
5 原子力規制委員会規則	貯蔵	貯蔵容器

問3 許可又は届出の手続きに関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封されていない放射性同位元素のみを業として販売しようとする者は、販売所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- B 1個当たりの数量が下限数量の1,000倍を超える密封された放射性同位元素であつて機器に装備されていないもののみを使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- C 1個当たりの数量が下限数量を超え、下限数量の1,000倍以下の密封された放射性同位元素であつて機器に装備されていないもののみを使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 表示付特定認証機器のみを認証条件に従って使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、かつ、認証番号が同じ表示付特定認証機器ごとに、使用の開始の日から30日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 BCのみ 4 Dのみ 5 ABCDすべて

問4 使用の届出に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出使用者は、法人の代表者の氏名を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- B 届出使用者は、使用の場所を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- C 届出使用者は、氏名又は名称を変更したときは、変更の日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 届出使用者は、貯蔵能力を変更したときは、変更の日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問5 次のうち、届出貸業者が、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない変更事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の種類
- B 賃貸事業所の所在地
- C 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- D 特定放射性同位元素の保管の委託先の氏名又は名称

- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問6 使用施設等の基準に関する次の記述のうち、標識を付ける箇所として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の使用をする室の出入口又はその付近
- B 表示付認証機器の使用をする室の出入口又はその付近
- C 管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近
- D 貯蔵室にあってはその出入口又はその付近

- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問7 許可の条件に関する次の文章の A ～ C に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第8条 第3条第1項本文又は第4条の2第1項の許可には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、A を防止するため必要な B に限り、かつ、許可を受ける者に C を課することとならないものでなければならない。』

	A	B	C
1	放射線障害	措置を講ずる場合	制限
2	被ばく等	措置を講ずる場合	制限
3	被ばく等	最小限度のもの	制限
4	放射線障害	最小限度のもの	不当な義務
5	被ばく等	最小限度のもの	不当な義務

問8 1個当たりの数量が7.4ギガベクレルの密封されたセシウム137を装備したレベル計1台のみを使用している許可使用者が、許可使用に関する軽微な変更に係る変更届で変更できる場合として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せは、次のうちどれか。

- A 表示付認証機器であるレベル計3台を新たに追加して使用する場合
- B 使用中のレベル計と同種、同型の装置であって、1個当たりの数量が3.7ギガベクレルの密封されたセシウム137を装備したレベル計1台に更新する場合
- C 使用施設の管理区域を拡大する場合（ただし、工事を伴わないものとする。）
- D レベル計に装備されたセシウム137の使用時間数を増加する場合

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問9 次のうち、許可使用者が変更の許可を受けようとするときに、申請書の正本に添えなければならない書類として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 変更に係る使用の場所及び廃棄の場所の状況、管理区域、標識を付ける箇所並びに縮尺及び方位を付けた平面図
- B 変更の予定時期を記載した書面
- C 放射線障害予防規程の変更の内容を記載した書面
- D 工事を伴うときは、その予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問10 許可証に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可証を損じた者が許可証再交付申請書を原子力規制委員会に提出する場合には、その許可証を申請書に添えなければならない。
- B 許可証を失った者で許可証の再交付を受けたものは、失った許可証を発見したときは、速やかに、発見した許可証を原子力規制委員会に返納しなければならない。
- C 許可証を損じたときは、30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 許可証を失った者は、その事実が判明した日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問11 認証の基準に関する次の記述のうち、設計認証の申請に係る放射性同位元素装備機器を、当該申請に係る使用、保管及び運搬に関する条件に従って取り扱うときに、放射性同位元素等規制法上定められている外部被ばくに係る線量限度はどれか。

- 1 実効線量が1年間につき100マイクロシーベルト
- 2 実効線量が1年間につき1ミリシーベルト
- 3 実効線量が5年間につき100ミリシーベルト
- 4 等価線量が1年間につき100マイクロシーベルト
- 5 等価線量が1年間につき1ミリシーベルト

問12 密封された放射性同位元素の使用の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素が、放射性同位元素装備機器に固定されている容器に収納され、又は支持具により放射性同位元素装備機器に固定されていること。
- B 密封された放射性同位元素を収納する容器は、取扱いの際の温度、圧力及び衝撃に耐え、かつ、容易に破損しないこと。
- C 密封された放射性同位元素が漏えい、浸透等により散逸して汚染するおそれのないこと。
- D 正常な使用状態においては、開封又は破壊されるおそれのないこと。

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問13 保管の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。
- B 管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従わせること。
- C 密封された放射性同位元素を気密性の構造の容器に入れて保管する場合にあっては貯蔵施設において行うこと。
- D 貯蔵施設には、その遮蔽能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問14 L型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 表面における1センチメートル線量当量率の最大値が5マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- B 材料相互の間及び材料と収納され、又は包装される放射性同位元素等との間で危険な物理的作用又は化学反応の生じるおそれがないこと。
- C 構成部品は、摂氏零下40度から摂氏70度までの温度の範囲において、亀裂、破損等の生じるおそれがないこと。ただし、運搬中に予想される温度の範囲が特定できる場合は、この限りでない。
- D 外接する直方体の各辺が10センチメートル以上であること。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問15 1個当たりの数量が11.1メガベクレルの密封されたセシウム137を装備した照射装置のみを固定して取り扱う場所であって、取扱いの方法及び遮蔽壁その他の遮蔽物の位置が一定しているときの放射線の量の測定に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。なお、セシウム137の下限数量は10キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

- A 放射線の量の測定は、作業を開始する前に1回行うこと。
- B 放射線の量の測定は、作業を開始した後には、1年を超えない期間ごとに1回行うこと。
- C 放射線の量の測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行うこと。
- D 放射線の量の測定は、放射線測定器を用いて行うこと。

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問16 外部被ばくによる線量の測定に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射線がエックス線又はガンマ線である場合、男子にあつては胸部について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定すること。
- B 放射線がエックス線又はガンマ線である場合、眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、眼の近傍その他の適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる。
- C 放射線が中性子線である場合、男子にあつては胸部について1センチメートル線量当量を測定すること。
- D 放射線が中性子線である場合、女子にあつては腹部について3ミリメートル線量当量を測定すること。

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問17 次の記述のうち、外部被ばくによる線量の測定の結果について、集計し、集計の都度、記録しなければならない期間として放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 4月1日を始期とする1年間
- B 男子にあっては、毎月1日を始期とする各1月間
- C 4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間
- D 本人の申出等により許可届出使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては、出産までの期間

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問18 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置に関する次の文章の ～ に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第23条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者が法第24条の規定により講じなければならない措置は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、 への立入時間の短縮、、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置を講じ、必要な を行うこと。』

A	B	C
1 管理区域	立入りの禁止	教育訓練
2 管理区域	立入りの禁止	保健指導
3 管理区域	取扱いの制限	保健指導
4 放射線施設	立入りの禁止	教育訓練
5 放射線施設	取扱いの制限	教育訓練

問19 次のうち、密封された放射性同位元素のみを使用する届出使用者が、放射線障害の防止に関する帳簿を備え、記載しなければならない事項の細目として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
- B 譲受け又は譲渡しに係る放射性同位元素の種類及び数量
- C 貯蔵施設における放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
- D 放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の実施年月日、項目、各項目の時間数（第21条の2第1項第2号の規定により初めて管理区域に立ち入る前又は同項第3号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練に限る。）並びに当該教育及び訓練を受けた者の氏名

- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問20 特定放射性同位元素防護規程に関する次の文章の A ～ C に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第25条の4 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、前条第1項の政令で定める場合においては、特定放射性同位元素を防護するため、原子力規制委員会 A により、特定放射性同位元素 B に、特定放射性同位元素防護規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 原子力規制委員会は、特定放射性同位元素を防護するために必要があると認めるときは、許可届出使用者又は許可廃棄業者に対し、特定放射性同位元素防護規程の変更を命ずることができる。

3 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、特定放射性同位元素防護規程を変更したときは、C、原子力規制委員会に届け出なければならない。』

A	B	C
1 規則で定めるところ	の取扱いを開始する前	変更の日から30日以内に
2 規則で定めるところ	を防護区域に運び入れるまで	遅滞なく
3 が指定する区分	を防護区域に運び入れるまで	遅滞なく
4 が指定する区分	を防護区域に運び入れるまで	変更の日から15日以内に
5 が指定する区分	の取扱いを開始する前	変更の日から30日以内に

問21 合併等に関する次の文章の A ～ C に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第26条の2

4 届出使用者である法人の合併の場合（届出使用者である法人と届出使用者でない法人とが合併する場合において、届出使用者である法人が A。）又は分割の場合（当該届出に係るすべての B 及び放射性汚染物並びに C を一体として承継させる場合に限る。）において、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該 B 及び放射性汚染物並びに C を一体として承継した法人は、届出使用者の地位を承継することができる。』

A	B	C
1 存続するときを除く	放射性同位元素	管理区域
2 存続するときに限る	放射性同位元素装備機器	管理区域
3 存続するときに限る	放射性同位元素	貯蔵施設
4 存続するときに限る	放射性同位元素装備機器	貯蔵施設
5 存続するときを除く	放射性同位元素	貯蔵施設

問22 密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者が、そのすべての使用を廃止したときに
関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 使用の廃止を決定したため、あらかじめ、使用の廃止に関する許可申請を行った。
- B 使用の廃止に関する旨を届け出たため、使用の許可に関する効力を失った。
- C 使用の廃止の届出をした後、遅滞なく、廃止措置に関する計画を届け出た。
- D その所有していた密封された放射性同位元素を廃止の日から40日後に廃棄した。

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問23 所持の制限に関する次の記述のうち、放射性同位元素を所持することができる場合として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 届出使用者がその届け出た種類の放射性同位元素をその届け出た貯蔵施設の遮蔽能力の範囲内で所持する場合
- B 表示付認証機器について認証条件に従った使用、保管又は運搬をする場合
- C 届出貨貸業者がその届け出た種類の放射性同位元素を運搬のために所持する場合
- D 届出使用者の従業者がその職務上放射性同位元素を所持する場合

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問24 事故等の報告に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出販売業者から運搬を委託された者は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- B 届出使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- C 許可使用者は、放射性同位元素の取扱いにおいて計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者以外の者で0.3ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- D 許可使用者は、貯蔵施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問25 危険時の措置に関する次の文章の〔A〕～〔C〕に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第33条 〔A〕は、その所持する放射性同位元素若しくは放射線発生装置又は放射性汚染物に関し、〔B〕のおそれがある場合又は〔B〕が発生した場合においては、直ちに、原子力規制委員会規則で定めるところにより、〔C〕なければならない。』

〔A〕	〔B〕	〔C〕
1 許可届出使用者	紛失、破損等	医師の診察を受けさせ
2 許可届出使用者	放射線障害	医師の診察を受けさせ
3 許可届出使用者	紛失、破損等	応急の措置を講じ
4 許可届出使用者等	放射線障害	応急の措置を講じ
5 許可届出使用者等	紛失、破損等	応急の措置を講じ

問26 次のうち、第2種放射線取扱主任者免状を有する者を放射線取扱主任者として選任することができる事業者として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 10テラベクレル未満の密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者
- B 密封されていない放射性同位元素のみを使用する許可使用者
- C 表示付認証機器及び密封された放射性同位元素を業として賃貸する届出賃貸業者
- D 密封されていない放射性同位元素のみを業として販売する届出販売業者

- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問27 次のうち、届出賃貸業者が選任した放射線取扱主任者が受講する放射線取扱主任者定期講習の課目として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素等の取扱いの事故の事例に関する課目
- B 放射性同位元素の使用及び貯蔵に関する課目
- C 放射線施設の安全管理に関する課目
- D 法に関する課目

- 1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとD 5 CとD

問28 密封された放射性同位元素を診療のためのみに使用している届出使用者において、放射線取扱主任者が海外出張をすることになった。当該放射線取扱主任者がその職務を遂行することはできないが、放射性同位元素の使用を継続することとした。この出張期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 出張の期間が5日であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。
- B 出張の期間が30日であったので、第2種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から20日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- C 出張の期間が30日であったので、放射線取扱主任者免状を有していない医師を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から20日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- D 出張の期間が10日であったので、第3種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問29 放射性同位元素（表示付認証機器又は表示付特定認証機器に装備されているものを除く。）の譲渡し、譲受け等の制限に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者がその許可証に記載された種類の放射性同位元素を、その許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受けた。
- B 届出使用者がその届け出た種類の放射性同位元素を、輸出した。
- C 届出販売業者がその届け出た種類の放射性同位元素を、届出使用者から譲り受けた。
- D 届出賃貸業者がその届け出た種類の放射性同位元素を、輸出した。

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問30 実効線量限度に関する次の文章の ～ に該当する数値について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第5条 規則第1条第10号に規定する放射線業務従事者の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

- (1) 平成13年4月1日以後 年ごとに区分した各期間につき ミリシーベルト
(2) 4月1日を始期とする1年間ににつき ミリシーベルト』

	A	B	C
1	5	100	20
2	5	100	50
3	5	150	50
4	10	150	100
5	10	500	100